

古河市ファシリティマネジメント推進委員会設置条例

平成30年6月15日

条例第30号

(設置)

第1条 古河市公共施設等総合管理計画に基づき、ファシリティマネジメント（市有財産を市の貴重な経営資源と捉えた上で、市行政全般における公共施設等の総合的な管理及び活用に関する取組をいう。以下同じ。）を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、古河市ファシリティマネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) ファシリティマネジメントに関する重要な計画等に関すること。
- (2) ファシリティマネジメントの進行管理に関すること。
- (3) その他ファシリティマネジメントを推進する上で市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定めるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が

欠けたときは、その職務を代理する。

（報酬）

第6条 委員に対する報酬の額及びその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

（会議）

第7条 委員長は、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

（意見の聴取）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、ファシリティマネジメント主管課において処理する。

（補則）

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開かれる会議は、市長が招集する。